

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金 Q&A （令和8年6月5日時点）

番号	質問	回答
1	交付申請予約の届出の受付開始は何時から開始か。	交付申請予約の届出は、香川県電子申請・届出システムにて、令和7年5月25日（月曜日）の午前10時から受付開始予定です。
2	DR補助金との併給はできるのか。	蓄電池の補助金を申請する場合は、DR補助金を併給することはできません。
3	建設中の建物へ補助対象設備を導入する場合は、本補助金の対象になるか。	既存住宅へ設置するものが補助対象となるため、建設中の建物へ補助対象設備を設置する場合は補助対象となりません。
4	太陽光発電設備は既に設置しているため、蓄電池のみを設置する。この場合、蓄電池のみの補助金を申請することはできるか。	蓄電池については、自家消費型太陽光発電設備と同時設置する場合に限り補助対象となります。蓄電池のみの補助金を申請することはできません。
5	太陽光発電設備の交付要件に「発電量を計測する機器を備えること」とあるが、HEMSを設置しないといけないのか。	HEMSの設置は必須ではありません。モニター画面やインターネット上などで、発電量を確認することができるようになっていれば、補助対象となります。 ※補助対象設備設置から約1年後に、累計発電電力量及び累計売電電力量を報告していただく必要があります。
6	蓄電池の設備費とは、どのようなものが該当するのか。	蓄電池については、「国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。」が交付要件になっているため、その登録状況から確認してください。
7	パワーコンディショナーがハイブリッド型の場合、蓄電池の導入価格はどのように算定すればいいか。	太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。 切り分けられない場合は、電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除できます。（定格出力の小数点第二位以下は切捨て） また、系統連系保護装置等の認証で蓄電池による逆流機能の有する場合は、上記とは別に電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり1万円を控除することができます。（定格出力の小数点第二位以下は切捨て）
8	「蓄電池の導入価格が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めること」とはどういうことか。	複数者から見積りの取得を行ったり、販売事業者に対し導入価格が12.5万円/kWh以下の蓄電池の調達可否の確認を行ったりすることによって、蓄電池の導入価格が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めることが要件となっています。
9	蓄電池の導入価格が12.5万円/kWh以下にならない場合は、補助対象とならないのか。	蓄電池の導入価格が12.5万円/kWhとなるよう努めた場合は、12.5万円/kWh以下とならない場合であっても補助対象となります。ただし、どのような方法で12.5万円/kWh以下となるように努めたかを誓約書に記載していただく必要があります。
10	蓄電池の補助金額について、「14.1万円/kWhの1/3を上限とする」とあるが、どのように計算すればいいのか。	蓄電池の導入価格が14.1万円/kWhよりも高くなる場合は、14.1万円/kWhの1/3が補助金の上限額となります。例えば、3.5kWhの蓄電池の場合、 $3.5\text{kWh} \times 14.1\text{万円} = 493,500\text{円}$ の1/3である164,000円（千円未満切捨て）が上限額となります。
11	交付申請書の提出期限までに電力受給開始できない場合は、どのようにすればいいか。	令和9年1月29日（金曜日）17時まで必要書類をそろえて申請することができない場合は、補助金の支払いはできません。
12	既に太陽光発電設備を設置しているが、太陽光発電設備を更新or増設したい。この場合、補助の対象となるか。	更新or増設も補助対象ですが、個別事案ごとに補助の対象となるかどうかを判断しますので、香川県環境政策課カーボンニュートラル推進室温暖化対策グループまでご相談ください。

13	既に太陽光と蓄電池を設置しているが、現在設置されている太陽光と蓄電池を一度完全に撤去し、新たに太陽光と蓄電池を設置する場合は補助の対象になるか	既に導入している設備を完全に撤去し、設備を新たに設置する場合（リプレイス）については、CO2削減効果に追加性がある設備導入は補助の対象になり得ますが、追加性がない場合については原則、補助金の対象となりません。また、これに加え以下の①～④の要件を満たす必要があります。 ①設置後に発電容量が増加するなど再エネ導入に追加性があること、②法定耐用年数期間を満了していること、③FIT認定を受けている場所でないこと（卒FITでないこと）。④架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。ただし、既存の太陽光発電設備を撤去せずとも計画している容量の太陽光発電設備を導入することが可能な場合、リプレイスに該当しません。
----	---	--